

男女共同参画社会の将来像について
(報告書骨子案)

(まえがき) (検討の目的, 2020年の位置付け等)

1. 2020年頃の社会状況

(1) 主な指標等の変化

(2) 定性的な変化

2. 男女共同参画社会の形成の方向性

3. 男女共同参画の視点からの概況

4. 男女共同参画の視点からの2020年の姿

(1) 検討の前提

(2) 政策・方針の決定

(3) 働く場

(4) 家庭

(5) その他

5. 留意事項

6. まとめ

(将来イメージ)

(参考資料) 現状分析, 各種データ, 報告書概要等

1. 2020年頃の社会状況

我が国は、世界経済情勢、少子化・高齢化など、様々な変化に直面し、また、そうした変化に対応するための更なる経済構造改革などを進めていかなければならない状況に直面していく。

(1) 主な指標等の変化

ア. 世代構成

(世代構成とその時代背景)

イ. 人口

(人口推計、出生率、高齢者人口、平均寿命)

ウ. 世帯

(高齢世帯、一人暮らし世帯の増加)

エ. 労働力

(M字カーブ、労働力推定)

(530万人雇用創出プログラム、科学技術投資等の効果により、労働力が必要となっている。専門、技術分野における外国人労働者の受入は徐々に進んでおり、多様性を受け入れるという気風に変化している(なお、単純労働者については慎重な姿勢が継続)。こうした見通しや雇用における男女の均等の機会と待遇の確保対策、職業生活と家庭生活の両立支援対策等による政策効果、女性の意識の変化、社会構造の変化による女性労働力への期待等から、今後も女性の職場進出が続くことが見込まれ、女性の労働力率は上昇すると推定)

オ. 国際的動向

(アジアの人口予測等)

短期的には途上国の人口は増加。しかし、長期的には、少子化、高齢化は人類史的な流れになって、世界的に進んでいく。

(2) 定性的な変化

ア. 個人の行動様式等の変化

社会はその構成員である国民の行動様式や意識に依存するものであるが、次のような変化が生じると思われる。(括弧内のアンケート調査項目の結果も記述に追加)

- 多様性を認め合う意識が高まり、様々な価値観や意識を持った人が性別・年齢等にかかわらず、様々な場で活躍することを自然だと考えるようになってきている。
- 他人との比較でなく自らの価値観で、自らの責任のもとに生き方を選択するようになってきている。
- 経済的な豊かさとともに精神的な豊かさを重視するようになり、例えば、仕事と家庭・地域活動等とのバランスを重視するようになってきている。
- 男女の人権を尊重する意識が強くなっている。
- 男は仕事、女は家庭といった性別による固定的な役割分担意識は現在より希薄になっている。
- 様々な自己実現の希望への欲求(仕事、働き方などの選択。安定した雇用よりも雇用の自由さを選択する場合も。正社員よりも起業をという選択なども。)
- 全員最後まで敗者復活を期待して働くキャリアアップ指向から、一定レベルの生活、

自分の価値観で生きる生活に満足する者が出てくる（典型的な企業内での昇進モデルがなくなる）

また，そうした行動様式や意識の変化に対応して，制度，慣行も変化

- これまでの集団的な働き方から，個人の責任が明確になり，評価もしやすい個人単位の働き方への変化（責任が重く，最初からプロフェッショナルであることが求められる雇用形態，職種別賃金など。）
- ライフスタイルに応じた雇用形態の提供

なお，こうした個人の意識，考え方の変化は，様々な報告書でも指摘。

（未来生活懇談会報告 - - - - 「美意識」）

- 経済的には負担になる行動にも価値を見いだすような公益意識を含んだ，「美意識」が生まれている
- お互いの「美意識」を理解し，尊重するような多様性の共存が実現（日本経済団体連合会新ビジョン - - - - 「自立した個人」）
- 個人の多様な価値観，多様性を力にする
- 「公」を担うという価値観が理解され評価される
- 「精神的な豊かさ」を求める
- 多様性を受け入れる

少子・高齢化を前提とした社会作りがなされているのではないか？

人口の減少の中で一定の経済力を確保していくため，教育等による人的資産の向上，技術力の高度化，経済インフラの整備などに重点が置かれている。

イ．社会の変化

全てが解決されていない状況もあろうが，現在抱えている，また，想定される様々な課題（治安の悪化，少子化，経済力の低下，不平等・貧富の差の拡大等）に対して対応は進んでいる。また，一方で新しい問題や課題も発生し，対応している。

（対応の例）

- 構造改革
- 規制改革
- 青少年健全育成
- 少子化対策
- 教育改革
- 科学技術（IT,生命技術等）
- 国際化の進展
- 環境
- 少子・高齢化社会の中で一定の公的サービスの提供のために，国民負担率が上昇
- 企業の変化
 - ・ 経済環境の変化に柔軟に対応できるよう非正社員，外注化等の選択指向
 - ・ 個人の経験，工夫，発想，知見等を評価
 - ・ 社会的責任の増加（法令遵守，環境，男女平等，…）

こうした変化は，一方では様々なサービス，技術が期待されることでもあり，プラスの効果もあるだろう。

- 社会の変化・多様化：ビジネスチャンスの拡大（サービス，新技術など）
- 高齢化：雇用の変化（残業時間の減少，有給休暇取得率向上等），平均余命の伸長

とも併せて総余暇時間が増加

- 少子化：就職難の解消，「6つのポケット」等
- 住環境の変化：職住接近，生活の変化に応じた住む場所の変化など
- 環境：リサイクル社会，持続的発展型社会
- 情報社会：様々な利用方法が生まれることによる世の中の変化

2. 男女共同参画社会の形成の方向性

このような変化の中で，男女共同参画社会を形成していくことは，北京宣言でも述べられているように「男性と女性の平等な権利，機会及び資源へのアクセス，家族的責任の公平な分担及び彼らとの間の調和のとれたパートナーシップ（提携）が，彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとって極めて重要」であり，また，「持続する経済発展，社会開発，環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は，经济社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性と男性の完全かつ平等な参加を必要とする」ものである。

男女共同参画社会基本法では，男女共同参画社会の形成を，「男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，もって男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義し，その推進を図っている。

これは，男女平等の実現を当然の前提とした上で，さらに男女が各人の個性に基づいて能力を十分に発揮できる機会を保障することをも重要であること，男女平等を実質的に実現するためには，あらゆる分野における女性の意思決定への参加，すなわち参画が極めて重要であることなどを理念においているもの。

男女共同参画社会を創っていくことは，上述のような国際的な理念を当然の前提とし，男女の人権が尊重され，社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現する一つの手段であり，その目指すところは，「人の能力と個性の発揮を大切にし，人が活躍できる仕組み，人を育む環境，人と自然の調和を目指す。国民がこの国に生きることに誇りを持ち，世界の人々にとっても魅力ある国造りを進める。それは，経済の活性化にも大いに寄与する。また，雇用の拡大，活力ある高齢社会の構築，地域社会の活性化などの課題にも積極的な挑戦ができるようにする」（構造改革と経済財政の中期展望，平成 14 年 1 月閣議決定）といった構造改革の先にある社会に通じるものである。

構造改革などにより様々な問題の解決が図られる中で，男女共同参画社会の形成に向けた取組も構造改革の進展や課題の解決などの一助となる。

その社会は，現在おかれている条件，地位，権利，機会などの男女差について，単に女性の状況等を現在の男性の状況等にあわせるという姿ではなく，男女が共に対等な立場で，人権の尊重及び今後の社会情勢への対応という観点から最も適した社会づくりをしていこうという姿である。

そうした社会への変化を加速していくためには，様々な取組を進めるとともに男女の意識や行動の変化が期待される。例えば，結婚・出産を機に会社を辞めるということ

に有意な男女差があれば，女性に対する教育・訓練等の効果は少ないとも受け取られる。鶏と卵の関係であるが，男女間の取扱いの差異や女性の就労を妨げがちな様々な制度，慣行，雰囲気等の変化への取組は当然であり，併せて女性の意識や行動も変化していくことで，社会の変化が加速していく。

こうした取組は，片側の性のみに対して行われるもの（母性保護等），過渡的なもの（差別的取扱いや男女間の差が解消されれば，施策等は不要）がある。現状では，男女の置かれている状況等から，女性に対する差の解消等の観点からの取組が多いが，今後の取組や個人の生き方・価値観の多様化が進み，男女間の置かれている状況が変化していく中で，こうした取組の対象や範囲も変化していくだろう。

3. 男女共同参画の視点からの概況

社会全般

- 男女間で人権が尊重されていない状況（暴力，セクシュアル・ハラスメント，差別的取扱いなど）
- 個人の能力が評価されにくい。（男女が，個々の個性と能力だけでなく，性別による固定的な役割分担により評価されている状況）
- 能力を発揮する上で，家庭生活との両立が困難な状況が残っている。（保育，育児休暇など）
- 男性，女性ともに個人の生き方，考え方が多様化する中で，多様性が認められにくい状況（有業の夫＋専業主婦＋子どもの世帯を一般化した制度など）
- 男女が経済的にも知識的にも自立してきており，従来の責任の分担から責任の共有が望まれている

女性の状況

- 男女の地位の不平等感（世論調査）
- 配偶者暴力等の女性に対する暴力の悲惨さ
- 雇用面の格差（就職，賃金格差，M字型就労，管理職比率等）
- 育児，家事の一方的な負担（専業主婦女性の育児不安）
- 自治会，PTA 活動等の地域活動への参加は多いが，役員等になっていない状況
- GEM（女性が積極的に経済界や政治活動に参加し，意思決定に参加できるかを測るものとして，国連開発計画が算出している指数）の低位 など

男性の状況

- 男性の平均寿命は女性より約7年も短い
- 女性よりも自殺者が多く，特に経済的問題を理由にしている者が増加している。
- 30歳台男性を中心に週60時間以上の長時間労働の割合が高い。また転職等の制約から，日米の労働者の満足度を比較するとアメリカの方が高い。
- 現在の生活に対する満足度はどの世代でも女性より低い
- リタイア後の生活は「濡れ落ち葉」などと揶揄される状況に陥る
- ひきこもりの男性の多さ（約3/4）
- 結婚難

- 一般刑法犯検挙人数の男性の多さ（約8割） など

4. 男女共同参画の視点からの2020年の姿

(1) 検討の前提

男女共同参画社会の形成に向けてこれまで様々な施策を進めてきており、また、今後取組が進められる。(推進体制整備、基本法、基本計画等による施策、チャレンジ支援等)

2020年頃は、現在、小学校、幼稚園、保育所に通っている子どもたちが就職する頃。一般的に変化には時間がかかるが、十数年間で世の中はかなり変化する。男女共同参画社会の形成の状況についても、一部では変化のスピードが遅いところもあるが、相対としてはかなり進んでいる状況にある。

男女共同参画社会は多様性を認め合う社会である。個々の生活の中では色々な条件も異なり、様々な「姿」が混在している。また、価値観の多様化の中、一つの方向で全ての社会の姿を示すことも難しい。本報告書では、一般的だと思われることを中心として、現状からの将来の推定と将来の期待の両面から、2020年頃の変化を展望しているが、これは、記載した状況以外の多様性を否定していることでも、軽視していることでもない。

(2) 政策・方針の決定

ア. 全般

国や地方公共団体、企業、公益法人、自治会、PTA、老人会など様々な組織では様々なことが決められているが、2020年頃には、そうした様々な組織、機関での意思決定の過程での男女共同参画が当然のこととされている社会になっている。例えば、企業等においては、2020年頃は、均等法第一世代(1985年頃から1990年頃に就職した世代)が60歳前となる時代であり、女性の管理職もごく当然なものになっている。

女性が様々な分野で活動し、また、そうしたことが当然なものとして認識されていく中で、女性の議員、団体等の役員なども増加している。

イ. 社会の変化

男女の価値観の多様性をより反映した政策・方針が決定されるようになる。例えば、生活者の視点をより反映した政策・方針が決定されるようになる。(但し、生活者の視点などの男女差は、現在では男性は仕事中心、女性が家庭中心で、活動の場が固定的になっているためであり、将来、男性も家庭活動への参画が増すことにより「女性が生活者の視点を持っている」といった固定的な視点はなくなっていくであろうから、こうした違いを取り扱うことは過渡的な事象。)

組織の管理的立場に女性が参画することにより、その企業・組織で女性が働く上での様々な障害・課題が明らかになり、解決しやすくなる。また、その結果、その組織で様々な改善、工夫がなされていくことにより男女共同参画が進みやすい組織・社会になる。

今まで潜在していた人材が顕在化することなどにより、人材が豊富になり、組織・

社会全体が活性化する。

国際的にも我が国における男女共同参画の進展が評価され、また、他分野での国際的貢献ともあいまって国際的な日本の地位、評価が高まっていく。

(下線部分はアンケート調査での 2020 年頃の状況についての質問項目。この結果を踏まえて、本文を記載する。以下同じ。)

(3) 働く場

2020 年頃は、現在小学校、幼稚園、保育所に通っている子どもたちが就職する頃。現在就職した者が部下を持ち、管理する立場になる頃。

ア．働く場の制度等の変化

終身雇用、年功序列制度、再就職時の年齢制限、雇用上の差別的取扱い、コース別雇用管理制度の内容や運用、正社員・パート制度、短時間正社員制度等の変化、官民間の労働移転の容易さなどの変化

- (- 募集・採用において年齢を問われることが少なくなり、女性の再就職が容易になっている。
- 短時間正社員、正社員・パートの転換等の制度が一般化し、生活に合わせた働き方を選択できるようになっている。
- 転職が容易になっている。)

(公務員制度についても、能力等級制度の導入、能力評価と業績評価からなる新たな評価制度の導入、自己啓発のための活動を行うことができる仕組みの導入、民間からの人材の確保、公募制の活用、仕事と家庭・地域生活を両立できる勤務環境の改善などが行われ、多様なキャリアパスを自ら選択することなどにより、高い使命感と働きがいをもって職務を遂行できるようになっている。)

能力評価による男女間の差の解消

- (- パートと正社員間の(雇用状況に応じた)均等待遇が実現している。
- 男女間の職階の違いが少なくなること、単純な勤続年数による処遇がなくなっていくことなどで男女間の賃金格差は格段に縮小(男性の賃金を 100 とした場合、女性の賃金は 80 以上になっている)など。)

年金制度改革に併せ、段階的に雇用延長が進む。

65 歳が年金支給時期になるので 65 歳定年が多数になっているものの、70 歳位までは働きたい人は働けるようになることを目指している社会

様々な分野への男女の共同参画が進む。男女別労働者数に違いは残る(運輸、建設業等)が差は減少。女性が多い職種(保育、看護等)についても男性が増加労働移転が容易になることや中途採用、再雇用等が拡大することは、男性、女性共にメリット

イ．様々な活動と両立しやすい働く場の変化

育児休業制度の見直し、取得目標の設定(短期的:男性 10%,女性 80%)

看護休暇制度(短期的:普及率 25%)

小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置(短期的:普及率 25%)

再就職も容易になっていることなどから退職者もある程度の割合は残る。
出産・育児による退職が少なくなっている。(育児休業制度の利用の増加)
他の世代より長く働いている子育て世代の労働時間が他世代並みになり、特に子育て世代の男性が子育てに参加しやすくなっている。
休日取得率は上昇

ウ．起業，NPO，SOHO等の様々な働く場の増加

起業に係る担保等の制度の変化や資金提供の多様化等により，起業が行いやすくなっている。

NPOが，自己実現の場としてだけでなく，企業と同程度の賃金が得られ，働く場として成り立つようになっている。

ネットワークの発達等によりテレワーク等が多数の企業で導入されている。

農業経営等で法人化が進む。

エ．働く場での人権尊重

男女の人権意識の高まりにより，研修の徹底，広報・啓発，専門相談窓口の設置等企業におけるセクシュアル・ハラスメントを防止する職場環境づくりが進んでいる。(公務については男女双務性があり，今後，民間においても双務的になる)

(4) 家庭

ア．全般

生活保持，扶助，日常の家事，子の監護・教育，扶養，相続，祖先の祭祀に加え，趣味，地域活動等の家庭内及び家庭を中心とした様々な活動を行う基礎的な単位として，家族の重要性は今後も変わらないと考える。(国際家族年でも「数千年にわたって家族は，事実上すべての社会がそこから力を引き出し未来を創出する中心的制度であり続けてきた」とされている。)

さらに，少子高齢化社会では否応なしに，単独世帯が増えてくる。そうした単独家庭と親族，近所の関わりも重視されてくる。

また，地域社会の活動と家庭生活との関わりは，子育て，防犯・安全対策，生涯学習など幅広い分野で，深く，多数の参加を得て行われていく。

家庭と家庭外との関係は，地縁以外にも，生活・価値観の多様化，情報通信，交通のバリアフリー化などにより，個別の関心，趣味，問題意識などに応じた「縁」が創られていき，個人が様々な「縁」と関わっていく社会になる。

結婚後パート等をせず，一生涯専業主婦でいる女性が減少している。

高齢者，女性が保護，扶養される立場から，役割分担を担う立場に。

今後重視される機能等

- 夫婦の離別・死別，失業等のリスクに対応できる安定性の維持
- 経済相互依存関係から精神的なつながりへ(男女が共に社会進出し，稼得活動を行う形への変化，家族の機能も経済依存よりもむしろ精神的なつながりを重視した関係に)

- 年齢・性別に守られた安定から個人の自立を前提としたものへ
- 子育て（教育・しつけ等を含む）における父親の役割が現在より重視されるようになっている。
- 家庭における安らぎが重視されるようになっている。

技術・サービスの進展により、家庭における家事時間は減少している。これにより、家庭生活における活動以外の活動との両立がしやすくなる。（但し、「相手のためを思って」や「自分の楽しみとして」行う「料理」等は別のこと。これらに手間暇をかける上でも簡素化できればよいだろう。）

新技術，新サービスを利用することは，嫌々家族が行うよりも，お互いの負担感等の軽減など，ある面では家族の団らん，明るさによい効果を持つ。また，それらの技術，サービスの需要は，新産業の創出につながる。世界的な少子・高齢化の中では，市場は大きなものとなり得る。

家庭を取り巻く環境・制度の変化

- 人口の減少，土地の開発・利用の規制緩和による住環境の向上
（職・住の近接したまちづくりが行われ，通勤時間が減少し，仕事と子育ての両立がしやすい生活環境になっている。）
- 高齢者・子育てなどに優しい社会（子育てのバリアフリー化など）
- 生活の変化に応じて住む場所を変える。
- 年金，税制（検討の状況を見て記述）
（3号制度の変化，少子化対策として児童に係る扶養控除の拡大等）
- 子の福祉に着目した親権のあり方，離婚時の子との面談交流や養育費支払いについて子の利益を優先した変化，慰謝料の相場が現在より高くなる等の慣行等の変化

イ．高齢者

2020年頃の後期高齢者（75歳以上）は現在の58歳以上の年代。高齢者（65歳以上）は，現在の48歳以上。均等法以前に就職した世代である。

今後は大きな変化，改革が予想され，高齢者も世の中の変化に対応していくことが必要。

余暇時間（三次活動を行う時間）が伸びることにより，働いている期間の幸せだけでなく，働いていない期間の幸せをどう考えるかが生活上重要になる。地域や生涯にわたる個人の楽しみ，他人との関わりなどの活動をいつから，どのようにしていくかの個人の価値観によって大きく変わる。

活動者として的高齢者

（性別に関わらず生き生きとした老後の生活（職，住，健康）ができる社会）

- 男女間の賃金格差の縮小により，老齡期の女性の資産問題は是正の方向に向かっていく。
- 年金改革（年金分割）により，熟年離婚等の際の所得問題も解消の方向になる。

- 地域の防犯，子育て支援などへの高齢者の活躍の場が増える。
- 「濡れ落ち葉」の高齢男性，熟年離婚・定年離婚が減少していく
若い時から家庭活動での共同分担，仕事以外の活動を行うことで心豊かな老後という方向に向っていく。
- 男女特有の疾病についての研究，対策が進む。

介護対象者としての高齢者

(主に女性の仕事とされていた介護の担い手が変わってくる社会)

- 介護保険制度，成年後見人制度等が定着することにより，家族の介護負担の軽減
- 資産を遺産でなく，自らの老後に使うという生き方。(子どもに財産と介護を委ねることから，任意後見制度等を利用することにより自らの財産で自らの介護を行う方向への変化)

ウ．子ども

乳幼児期には，人間への基本的信頼と愛情を育てていく基礎となる，親や特定少数の人との強い情愛的きずなを形成するとともに，複数の人々との多様なかわりを通じて認知や情緒を発達させ人格を形成していくことが重要である。(青少年育成施策大綱)

子どもにとっても幸福な方向で男女共同参画社会の形成の取組が進められていく。

養育の対象としての子ども

(主に女性の仕事とされていた養育が，夫婦による養育が基本であることを前提に社会的な支援や，様々なサービスの提供がなされている社会)

- 両立支援策の充実(育児休業制度の拡充，保育所，放課後児童対策の充実等)により，子どもを生み，育てやすい社会になっている。
- 出産・育児による就業中断，育児休業の利用，保育サービスを利用しての就業継続はその家庭ごとの選択
- 養育の質の充実
(父母と過ごす時間と質が労働時間，育児休業等の変化によって増える社会)
(子が必要とする時には，対応できるような働き方，働く場，社会環境への変化)
(母子密着による問題(専業主婦家庭では育児時間が増えている)の解決)
- 様々な養育サービスの提供と個人の能力に応じた負担
保育所・保育制度，幼稚園，ベビーシッター，病後児保育，，，
専業主婦の家庭でも保育施設が簡単に利用できるようになる など
- 共働き世帯が，男女で育児休業を取得していくといった選択も増える。
- 現在は祖父母による育児支援が行われているが，女性の労働が一般化すれば，孫を見る世代はまだ現役世代でこうした育児支援が期待薄になる。
- 男性の家事・育児等の時間が女性の半分程度(現在の欧米並の比率)以上になっている。
- 2割以上の男性が，育児休業を取る(1ヶ月程度の短期間取得も含む)社会になっている。

将来の男女共同参画を担う子ども = 教育の相手としての子ども（後述）

家庭，学校などの中で男女共同参画を進める，主体としての子ども
（家庭，学校などの中で次のような事項の重要性が認識され，それがなされている社会）

- 子どもも家族の一員として家事などを分担していく
- 家庭，学校などにおける男女の人権の尊重，一人一人の個性や能力の育成など

エ．家庭における男女の姿

男女（夫婦）

- 様々な家庭における責任が両者の了解の下に分担される社会であり，一方が過度の負担を負わなくてもよく，責任を分かち合うようになる。
- 地域活動，学校活動等への参画
- 配偶者からの暴力についての認識が高まり，被害が深刻化することが少なくなっている。
- 個人が自立できる社会になるので，結婚生活が事実上破綻しているにもかかわらず，経済状況のため離婚できない状況はなくなる。
- 配偶者暴力等に対する社会的意識の高まり，慰謝料に関する判例の積み重ねなどにより，配偶者暴力等による家庭内での深刻な被害や離婚後の生活などの問題が軽減されている。（これらは安易な離婚を促すための変化ではない。）

男性（夫，父親）の姿

- （42歳未満の男性は高等学校で家庭科の履修を行った世代。男性が家庭における活動に参加できるような社会環境，参加している姿）
- 家事，育児等の家庭活動の分担と楽しみの発見
 - 男性の家事・育児等が現在の欧米並み（女性の半分程度）になっている。
 - 家庭の生計維持についての男性の負担が減少している。
 - 男性の家庭活動への参加が行動者率（現在 10 数%が 30%程度），行動時間（現在 1 時間 30 分程度が 3 時間程度？）ともに大幅に増えている。

女性（妻，母親）の姿

- （他の活動に参加しやすくなっているような社会環境，参加している姿）
- 経済的問題及び自己実現のため，結婚後一生涯専業主婦でいる女性が少数の社会になっている。
 - 就業継続，子育て後の再就職（再就職がし易くなるような雇用制度の変化等）の選択が容易になっている。

単身者，独身者

- ・ 多様性が認められる社会では，単身者も選択肢の一つとして，地域，職場など様々な場の中で豊かな生き方ができる。

- ・金銭的な問題で結婚ができないということは少なくなっている。
- ・パラサイトシングルは経済的に居づらくなるし、居なくなる。(親世代は今のよう
に金銭的に豊かではなくなる)

(5) その他

ア．コミュニティ(都市,農山漁村,地域)における男女共同参画

女性リーダーの活躍の場や世代を超えたネットワーク作りなどが進む。

市町村合併等により,自治体内の集落での住民による互助等の役割が増える。

地域の課題について自らも役割を果たしつつ,解決できるよう,住民の学習,情報
取得,意見交換ができるような生き方,働き方になる。

高齢期間が長くなるので,地域生活の中での役割を担うことになる。

子育て支援,防犯,高齢者の生き甲斐などの面で地域の役割が重要になり,男女が
ともに地域内で活動することを通じ,「公」意識が社会に根付くのではないかと

ボランティア活動の活発化

イ．健康

様々な活動ができるように健康であることは男女共同参画の視点からだけでなく,
社会の基本。このための健康に関する情報,知識の取得や教育なども含め,様々な
取組がなされている。

男女の固有の健康や生殖に関する課題について男女が共に認識し,それらの課題に
ついて様々な取組がなされている。

ウ．教育

家庭,学校,地域の中での男女共同参画についての学習

- 高齢者,子どもとの関わりなどの体験学習

- 発達段階に応じた知識の取得(人権の尊重,性に関する教育など)

健全な成長(DV,虐待,児童売春・ポルノなどからの保護など)

自立の意識を育み,多様な選択を可能にする教育・学習

- 本来持っている可能性を狭めることなく,一人一人の個性や能力を伸ばすしつけ,
教育

- 資格取得を目指す人が増加し,リカレント教育を受けることが一般化

- 大学(学部),大学院の卒業者は男女同数程度

- 社会科学系(法学,経済学等),自然科学系(理学,工学等)学部の女子学生比
率が上昇するなど,学部ごとの男女の学生数の違いが少なく(男女いずれか少な
い方でも3~4割以上)なる。

多様な(再)チャレンジを支援する生涯学習

- 学習や活動の成果が適切に評価され,転職や地域活動等,多様なキャリア形成が
促進される。

5. 留意事項

両立支援が不十分であれば,少子化が進む可能性があり,両立支援策の充実が不可欠

多様化する生き方は、夫婦ともに仕事に力を注いで金銭的な豊かさを求める家庭、仕事より趣味や家庭を重視する家庭など様々だろう。豊かさとゆとり、地域活動への参加など全てを享受できる社会の実現は難しく、どれを重視するかを選択と選択した結果に対する自己責任が個人にも求められるであろう。

また、個人の選択、能力の評価の結果、個人の間での所得格差や、受けられるサービスの違いにつながる。規制緩和、構造改革によっても格差が拡大する方向であり、そうした格差の拡大に備えた保護、支援策も必要となってくる社会になる。

そうした中で個人が様々な分野で自己の能力を発揮する努力を促し、さらに、様々な責任も担う社会を創っていく上では、不公平感を少なくしていくことが重要。税の適正・公平な課税と捕捉率の向上を含めた徴収、世代間や生き方、働き方の選択で公平な年金制度や保険料の徴収など、負担の公平さについての意識の高まりへの対応なども重要

様々な取組が進められていく。その中で好事例が積み重なり、効果的・効率的な施策が進められる。こうした新しい施策を創る「創造性」は今後の我が国にとって重要な課題である。他方、そうした新しい取組の中には、当初、実行が困難であったり、効果が薄かったり、理解が得られにくかったりするものもあろうが、政策評価や影響評価を通じて改善されることにより男女共同参画社会の形成が促進される多くの好事例がでてくることを期待。

6. まとめ

男女共同参画社会の形成は、国連においても重要性が指摘されている人類にとっての大きな課題。

男女共同参画社会の形成の進展により、様々な個性、能力をもった人がそれを活用出来る場所で生きていける。そうなれば、今後新たに発生する様々な課題、問題に対応できる社会になっていく。

また、人材が豊富になり、多様性が増す。社会が多様性を増すことにより、将来直面するであろう様々な困難を解決する可能性がある。

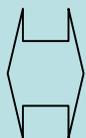
2020年頃の男女共同参画社会の形成の進捗状況は、これからの取組にも大きく依存することであり、また、その取組を進める上では国民各界各層の理解と協力と、更に、自らの問題として対応する、取組への寄与が課題。

現在の子どもたちが就職し、働き盛りの50歳台が、高齢期に入っていく社会であり、世の中で互いの人権が尊重され、明るく、生き生きとした暮らし、活力ある社会になっていくことを期待。

男女共同参画社会の形成に向けての変化のイメージ

現状の差

大多数の男性の置かれている状況



大多数の女性の置かれている状況

制度、慣行等の様々な「差」

- ✓政策、方針決定過程への参画
- ✓雇用・就労の状況、制度、慣行
- ✓伝統、文化、風習、行事
- ✓家庭活動の役割分担 など

社会情勢の変化(現在及び将来)

- ✓少子化
- ✓高齢化
- ✓国際競争
- ✓構造改革
- ✓価値観、意識の多様化
- ✓女性の就業意欲の増加
- ✓新技術、サービスの提供
- ✓人権意識の向上 など

目指している方向

制度などの変化

社会情勢の変化に対応した社会にするために、制度等を変えていく。その制度等を男女間に対等な関係となるように創っていく。

関係者の理解と合意により変化される行事等 (伝統行事など)

男女間で利益と責任の共有ができるよう変化していくべき制度など

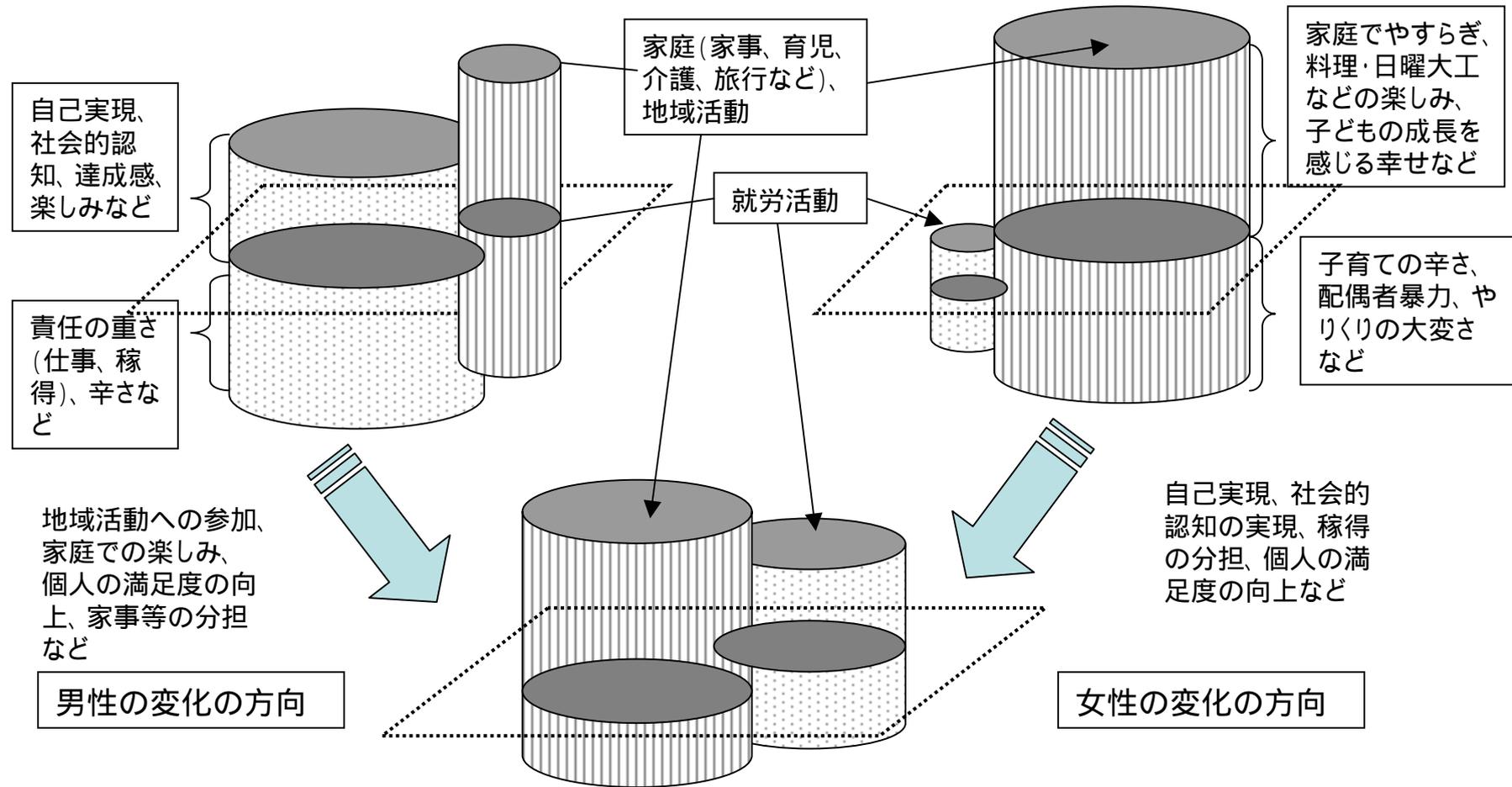
性差による男女別の制度など (母性保護など)

男女間の実質的な機会の平等を目指す変化。その過程で暫定的に機会の提供も。

社会情勢の変化に対応し、豊かで活力ある社会の中で、個々の男女が対等な構成員となっている状況 (制度、慣行等の変化)

男女共同参画社会に向けた男女の生活の重みの変化の方向性

(円の面積(時間をイメージ)、高さ(責任感・満足感などをイメージ))



男女の生活の変化を受け止める環境条件